

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託の公募に関する説明書

1 業務内容等

- (1) 業務の名称
霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容
別添「霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成 32 年 3 月 17 日（火曜日）まで
- (4) 業務報告書等の提出書類
 - ① 実績報告書
 - ② その他必要に応じて発注者が求めるもの
- (5) 留意事項
本業務における仕様書及び委託契約書（案）は、別添のとおり。

2 担当部署

- (1) 住 所 〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町 1853 番地
- (2) 担 当 茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課
- (3) 連絡先 電話：029-828-0961, F A X：029-828-0967

3 プロポーザル提出者の要件

次に掲げる要件をすべて満たすNPO等（特定非営利活動法人，ボランティア団体，公益法人等の民間非営利法人組織）とする。

- (1) 茨城県内に主たる事務所を有し，茨城県内を中心に活動している組織・団体等であること。
- (2) 交流サロン交流促進事業及び森林湖沼環境税の趣旨を理解し，業務を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (3) 著しく特定の個人または団体の利益を図る活動を実施している組織・団体ではないこと。
- (4) 定款，規約又はそれに相当する文書を有し，適正な事業計画書，予算及び決算書が整備されていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定するものでないこと。

4 プロポーザルの提出方法，提出先，提出期限

- (1) 提出書類
募集要項のとおり
- (2) 提出先
前記「2 担当部署」に同じ
- (3) 提出期限
平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）正午まで
- (4) 提出方法
持参又は郵送（期限必着）

5 質問の受付等

(1) 質問方法

質問書（様式第6号）によりFAXで送付すること。

(3) 質問期限

平成31年4月12日（金曜日）午後5時まで

(4) 回答方法

平成31年4月16日（火曜日）午後5時までにFAXにより回答する。

6 プロポーザルの評価項目等

区分	審査項目
実績審査	交流サロン交流促進事業を安定的に遂行できる活動実績を有しているか。
	霞ヶ浦流域の多様な主体（行政，市民，農林漁業者，事業者，市民団体等）との連携を図るために，十分な活動実績を有しているか。
内容審査	提示された運営計画書の内容は，募集の趣旨を十分反映した内容となっているか。
	提示された催事の企画内容は，魅力的で，交流サロンの利用促進及び市民団体の交流促進につながるものとなっているか。
	提示された運営体制及び各企画内容は，技術や経費，設備の面で十分に実現可能なものとなっているか。
	運営計画書及びプレゼンテーションから，交流サロン事業運営に対する熱意が感じられるか。

7 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションを以下のとおり実施する。

(1) 実施日

平成31年4月24日（水曜日）

(2) 時間・会場

別途連絡する。

(3) プレゼンテーションは非公開とする。また，追加提案の説明および追加資料の配布は認めない。

8 選定方法

(1) 第1次選考

霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課内にて，応募資格及び応募手続等に不備がないかを審査する。

第1次選考の審査結果は，平成31年4月19日（金曜日）午後5時までにFAXで通知する。

(3) 第2次斥候（審査会）

プロポーザル審査会において，提出書類及びプレゼンテーションに基づき，総合的に審査し，採用を決定する。採否については，審査後通知する。

なお，審査結果についての意義申し立ては認めない。

9 業務規模

- (1) 本業務の委託費上限は、1,036,800円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
なお、この金額は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を支持するものであり、予定価格はこれを下回る場合があることを留意すること。
- (2) 見積額は、提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳は、事業に係る収支計画書（様式第4号）に記載するものとする。

10 契約の締結

プロポーザルの採用者と別途定める予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

契約書案は別添のとおり。

11 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) プロポーザルの作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。なお、提出されたプロポーザルは返却しない。また、複数のプロポーザルの提出は不可とする。
- (3) プロポーザルの審査は、提出されたプロポーザル及びプレゼンテーションの内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。